

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成21年7月30日

八尾市監査委員	富 永 峰 男
同	八 百 康 子
同	平 田 正 司
同	井 上 依 彦

記

- 1 定期監査  
財政部
- 2 監査の結果  
別紙のとおり
- 3 問合せ先  
八尾市本町一丁目1番1号  
八尾市監査事務局  
電話番号 072-924-3896 (直通)
- 4 その他  
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様  
八尾市議会議員 垣内博美様

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	平田正司
同	井上依彦

## 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

### 記

#### 1 監査の実施期間

平成21年4月1日から平成21年6月29日まで

#### 2 監査の対象部局

財政部（財政課、財産活用課、債権管理課、市民税課、資産税課、納税課）

#### 3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成20年度の事務事業

#### 4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

#### 5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、議会選出の監査委員について平成21年5月20日付けで異動があり、今回の監査の執行についてそれ以前は伊藤輝夫、岡田広一両氏が、それ以後は平田正司、井上依彦両氏が監査を執行したことを申し添える。

## 【財政課】

### 文書事務について

收受文書の大半において八尾市文書取扱規程に基づく收受印押印や文書処理簿記載等受付処理がされておらず、不適切であるので、適正な事務処理に改めること。

## 【財産活用課】

### 1 市有財産の売払処分について

平成 18 年度より公有地有効活用検討委員会の処分計画に基づき、市有財産及び土地開発公社からの買戻し物件について順次売払処分が行われている。平成 20 年度の公有地処分の進捗状況は、現下の厳しい経済状況の影響もあり未だ計画の半分以上が処分に至っていないが、今後の公有地処分について公平・公正性の確保を基本とし、鋭意処分計画を進めること。

### 2 普通財産の管理委託について

市有地の管理委託業務(除草業務)については、契約金額の根拠として単価見積(1時間1名当り)を徴取し業務委託総額の契約が行われている。仕様書において、契約額算定の提示内容が不明確であるため、的確な条件・指示を記載するよう改めること。

### 3 車両管理について

マイクロバスの運行管理については、日々の車両管理確認日誌をもとに委託業者から提出される月間の運行管理実績報告書により行われている。しかし、同報告書は車両別ではなく、臨時の運行車両も混在して記載・報告されているため、累計距離数の不一致や車両の燃料給油量等が不明確であるなどの的確な業務把握が困難なことから、同報告書の様式等について改善すること。

### 4 契約事務について

契約事務において、随意契約理由が適当でないもの及び適用条項が誤っているものが見受けられたので、適正な契約事務に改めること。

## 【債権管理課】

各課共通事務で指摘した事項を除き、特に指摘すべき事項はなかった。

## 【市民税課】

### 1 たばこ販売促進にかかる現物支給について

たばこの販売促進及び市たばこ税増収対策として物品(カートンポリ袋)を購入し、大阪東たばこ商業組合に対し現物給付を行っているが、実質的には団体に対する補助金であり、また、健康問題等喫煙に関する社会的環境の変化の点からも、公費支出の必要性をも含め見直しを図ること。

### 2 証明発行事務について

記載が不十分な委任状や不適切な委任状で市民税・府民税証明書を発行しているもの、決裁が不足しているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

### 3 減免事務について

- (1) 公益法人等に対する法人市民税の減免事務において、均等割免除の適用条文が誤っているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (2) 軽自動車税減免申請書において、添付書類が不足しているもの、受付日や申請日の記入がないものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

## 【資産税課】

### 1 固定資産税・都市計画税の減免申請について

- (1) 災害により損害を受けた固定資産の所有者からの固定資産税及び都市計画税の減免申請に対する決定に際して、減免割合等の決定の根拠となる当該固定資産の損傷状況等についての記録や写真が整備されていないものが見受けられた。また、減免決定の根拠とした適用条項やその基準が不明確なものも見受けられたので、より適正な事務処理となるよう改めること。
- (2) 低所得者に対する減免申請の可否判断に際しては、住民基本台帳情報や税情報等が必要となることから、申請者の手続軽減を図るため、同意書の提出を求めているが、同意年月日や同一生計者の同意欄の記載漏れが多数見受けられた。また、減免申請に対する処理結果の記入漏れも数件見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

### 2 証明・閲覧申請等について

評価証明書、公課証明書等の交付申請書において、必要となる所有者欄、物件の所在地欄や申請年月日等の記載漏れが多数見受けられたので適正な事務処理に努めること。また、交付に際しては、申請者と所有者の関係が一部明確でないものも見受けられたので、法令等に基づき厳正に対応すること。

### 3 前渡資金の精算方法について

固定資産評価業務に必要な法務局の地籍測量図等の複写手数料支出については、資金前渡で受けた後、前渡金額を概ね使い終わった時点（数ヵ月後）で精算行為がなされている。また、精算書において、資金受領日以前に支払われた複写手数料が精算されているなど一部不適切な事務処理も見受けられた。今後は、八尾市財務規則の規定に基づき、毎月分を翌月の10日までに精算するなど適正な事務処理に改めること。

## 【納税課】

### 1 滞納処分について

- (1) 滞納者との納税交渉経過や財産調査から差押・交付要求を経た後の換価・配当に至る一連の滞納処分に係る書類については、滞納者ごとに滞納処分経過報告書に綴り管理されている。経過報告書において交付要求の処理記載や完結日が漏れているもの、配当計算書において決裁前に換価代金の交付を受けているものや「市長が確認した債権額」の欄に誤って配当金額と同額を記載しているものなどが見受けられたので、適正に処理すること。
- (2) 所在、財産等に関する調査の結果、地方税法第15条の7第1項の第1号から第3号に該当した場合、滞納処分停止調書にて滞納処分の執行停止の決議がされているが、調査内容と適用条項が一致しないものの、停止理由を訂正しているものの適用条項が訂正されていないものなどが見受けられたので、適正に処理すること。

### 2 市税の延滞金減免事務について

- (1) 納税義務者等からの延滞金減免申請書について、受付印の押印や受付番号を連番でとるなどの処理が行われていなかった。申請書の収受を確証させることや書類の散逸防止等の点から、今後適切な書類管

理の方法について検討すること。

- (2) 延滞金の減免割合については、延滞金減免要領で全額及び半額と規定されているが、その適用について具体的な基準が明記されていないため、規定の整備を図り適切な運用に努めること。
- (3) 延滞金減免申請書において市が決議する項目について、減免後の納付額の記載を統一すること。また、減免率や減免後の納付額の記入のないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

### 3 軽自動車税（継続検査用）に関する納税証明書発行事務について

- (1) 証明書発行に際し、交付申請書に交付担当者や上司の決裁印を押印する欄がなく、発行についての責任所在やチェック体制の点から不十分であることから、適切な事務処理に改めること。
- (2) 過年度の納税証明書において、証明書の有効期限が証明書発行日以前の表記になっていたため、適切な表記とするよう改めること。
- (3) 交付申請書において、標識番号（ナンバープレート）や所有者名が鉛筆書きのもの、住所欄が空白のもの、標識番号等を市側で追記・修正していると考えられるものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

### 4 調定事務について

納税証明書手数料、市税延滞金収入の調定において、数ヵ月分の収入を一括して調定されているものが見受けられたので、八尾市財務規則に基づき適正な事務処理に改めること。

### 5 契約事務について

- (1) 督促状及び催告書封入封緘業務委託契約等において単価契約が締結されているが、支出負担行為日を契約締結日とし、年間予定数量に単価を乗じた金額にて作成されていた。支出負担行為として整理すべき時期は、契約相手方からの契約履行に基づく請求があったときに行うことが適当であるので改めること。
- (2) 住民情報システム端末機器プリンタの保守業務委託契約等において、契約書の契約締結日や契約相手方からの再委託申請書の申請日が未記入のもの、契約に基づく業務員名簿が提出されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

## 【各課共通事務】

### 1 文書事務について

- (1) 伺書において、決裁日、施行日、廃棄年月欄などに記入のないものや鉛筆にて内容訂正されているもの、添付の控文書や契約書(案)に公印を押印しているもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (2) 文書処理簿において受発先、受発信日、受発信者印欄が記入されていないもの等が見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理すること。

### 2 備品の管理及び備品台帳の整備について

備品台帳と現品を抽出し照合したところ、一部において備品台帳がないものや備品番号シールの貼付のないもの、廃棄された備品について備品台帳が未処理のもの等が見受けられたので、備品台帳の整理を図るとともに、適正な備品の管理に努められたい。